

○東京理科大学学位規則（抜粋）

昭和40年11月1日

規則第5号

（博士の学位論文審査委員会）

第8条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、当該研究科に属する研究指導教員(博士課程)5人からなる博士の学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

2 前項の場合において、研究科委員会は、審査委員会委員5人のうち2人までを、当該研究科に属する研究指導補助教員(博士課程)又は他の研究科に属する研究指導教員(博士課程)とすることができる。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めた場合は、前2項に規定する審査委員会委員5人のほかに委員を加えることができる。